

令和4年度第1回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和4年8月26日（金）16時00分～16時50分
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 会議室
- 3 出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局 5名
参 考 人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1名
傍 聴 人 2名

- 4 諮 問 令和5年度特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問
（諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交）

5 議 題

- (1) 公契約制度の施行状況について
(2) 令和5年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

6 議 事

(1) 報告事項

【公契約制度の施行状況について（公開）】

平成24年度から令和3年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告した。

特定工事請負契約については、平成24年度は29件（平均落札率86%）、平成25年度は17件（平均落札率92.1%）、平成26年度は15件（平均落札率97.9%）、平成27年度は11件（平均落札率95%）、平成28年度は17件（平均落札率94.5%）であり、平成28年度までは工事が完成している。

平成29年度は13件（平均落札率91.7%）、平成30年度は10件（平均落札率84.8%）、令和元年度は11件（平均落札率90.9%）、令和2年度は16件（平均落札率91.0%）、令和3年度は12件（平均落札率93.5%）だった。

特定業務委託契約については、平成24年度は184件、平成25年度は180件、平成26年度は186件、平成27年度は192件、平成28年度は209件、平成29年度は259件、平成30年度は243件、令和元年度は252件、令和2年度は296件、令和3年度は321件であった。

指定管理施設については、令和3年度は198施設が対象となっている。

令和3年度の数值は本審議会までに台帳審査を終えて集計することができた中間集計値となっており、最終的な報告は、年度末の審議会で報告予定である。

審査確認済みの特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(2) 審議事項

【令和5年度特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）】

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

7 審 議 令和5年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

【答申】1,118円

8 閉 会

閉会后、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交